

**第6回長野市総合計画審議会作業部会
（市民フォーラム21）
福祉部会資料集**

平成18年2月1日

第四次長野市総合計画の使用語句について

- 1 計画中で頻繁に使用する語句について、概ね以下の事例により使用するものとする。(協働して取り組む施策・事業を含む。)

推進・・・主に市として取り組むべき施策・事業、または進めている施策・事業

(例) 健康づくりの推進、協働体制の推進

促進・・・直接市が行う施策・事業ではないが、進み方がはかどるようにするべき施策・事業

(例) 社会参加の促進、芸術活動の促進

整備・・・主に市として未完成の体制などを完全なものにすること。また、新築、改築、改修など、施設を使えるような形に整えること。

(例) 施設の整備、支援体制の整備、環境の整備

充実・・・主に市として体制や施策・事業等の内容をレベルアップすること。また、施設の設備等を改善したり、増やしたりすること。

(例) 消防体制の充実、相談体制の充実

形成・・・主に市として取り組むことによって目標の状態をかたちづくること。

(例) 社会の形成、文化の形成

第四次長野市総合計画

基本構想

まちづくりの基本方針編

- ・ 第1章 行政経営の方針・素案たたき台
- ・ 第2章 まちづくりの方針（施策の大綱）・素案たたき台

目標編

- ・ 第4章 土地利用構想・素案たたき台

この素案たたき台は、各部会での分野ごとの議論に際して、全体の内容を参考にご覧いただけるよう、現段階の素案たたき台をまとめたものです。各部会での議論により今後の内容が変わりますのでご承知ください。

平成18年1月

第1章 行政経営の方針

本市を取り巻く社会経済情勢や行財政の変化の中において、多様化・高度化する市民ニーズに対応するため、限られた「行政の経営資源」¹をより効率的・市民本意に活用し、これからのまちづくりを進めるための方針を、ここに掲げます。

この方針は、第2章のまちづくりの方針（施策の大綱）を推進するための基本的な方針でもあります。

1 役割分担と協働によるまちづくりの推進

- ・市民、地域、関係団体等や行政が果たすべき役割分担を明確化にし、それぞれの協働²によるまちづくりを推進します。
- ・市民に向けて分かりやすく透明性を確保した行政情報を提供し、施策形成の過程から積極的に市民が参画できる環境を整備します。

2 地域の個性をいかした住民自治の推進

- ・市民や地域が自立した自己決定・自己責任による、地域社会の形成に向けた活動を、積極的に支援します。

3 地方拠点都市としての先導的役割の充実

- ・国・県からの権限や財源の移譲を促進し、中核市³制度の一層の充実と地方分権の推進を図り、地方自治の自主性と自立性を高め、市民生活に密着したまちづくりを推進します。
- ・増大する広域的な行政需要に対応するため、各市町村と協力・連携のもと、広域行政の充実・強化を図り、効率的な事務処理や住民サービスの提供を進め、長野地域広域市町村圏⁴全体の発展を目指します。

4 行政改革の推進と効率的な行財政運営

- ・行政のスリム化、効率化による小さな市役所の実現を目指します。
- ・民間活力の積極的な活用を図り、一層の行政改革の推進による、市民の視点に立った効率的な行政運営を推進します。
- ・受益者の公平で適正な負担と財源の安定的な確保とを図り、効率的な配分による健全な財政運営を推進します。

5 成果重視による市民満足度の高い行政経営の推進

- ・市民ニーズや行政課題に即応できる組織体制の充実や人材の育成等を積極的に進めるとともに、市民に提供するサービスや事業の成果を検証し、その結果を重視した、市民の視点から満足度を高めていく行政経営を推進します。

- 1 行政の経営資源・・・ 行政が持つ、人的資源、物的資源、情動的資源などの行政活動を行うための資源のこと。
- 2 協働・・・ 市民と行政等の各主体が役割と責任を分担し、協力・連携して同じ目的に向かって働くこと。
- 3 中核市・・・ 人口30万人以上で、面積100km²以上（人口50万人未満の場合）の都市を対象として、政令指定都市に準じた事務権限を都道府県から移譲された市のこと。
- 4 長野地域広域市町村圏・・・ 一体的な日常社会生活圏を形成している地域で、現在、長野市を含む3市5町3村の11市町村からなる。

認め合い支え合う健康福祉のまち 健やかに暮らし認めあい支えあうまち

まちづくりの方向性

急速な少子・高齢化の進展、世帯構成の変化、都市化や過疎化などによる社会構造の変化に伴い、人間関係の希薄化が危ぶまれている家庭や地域社会において、認め合い地域で支え合うことで、一人ひとりが安心して自立した暮らしを営める健康福祉のととも、健やかに暮らせるまちを目指します。

< 施策の視点 >

- ・すべての人がお互いの人権を尊重する社会の形成
- ・互助の精神に満ちた活力ある共生社会の形成
- ・いきいきと豊かに暮らせる健康づくりの推進
- ・地域での支え合いのための総合的な支援体制の整備・充実

1 安心して子育て・子育てができる環境づくり

(案) 安心して子育て・子育てができる環境の整備（充実）

- ・地域、事業者、NPO¹及び行政等との連携を図りながら、子どもが健やかに育ち、安心して産み育てられる環境を整備します。
- ・子育て支援を含めた各種制度の充実を図ることにより、少子化対策を推進します。

2 生きがいのある豊かな高齢社会づくり

(案) 生きがいのある豊かな高齢社会の形成

- ・高齢者が住み慣れた地域で、認め合い支え合いながら暮らせる環境づくりを推進します。
- ・保健、医療、福祉の各分野の関係機関の連携を強化し、~~による~~高齢者の多様なニーズに対応した総合的なサービスを受けられる体制づくりを推進します。

- ・高齢者が、自らの生きがいづくり・健康づくりに取り組み、~~するとともに、~~それぞれの持てる力に応じて、市民としての社会的役割を積極的に果せる環境づくりを推進します。

3 自分らしく生きられる社会づくり (案) 自分らしく生きられる社会の形成

- ・障害のある人の社会参加を促進するとともに、~~による~~障害のない人との相互理解を育む環境づくりを推進します。
- ・だれもが地域で自立し、安心した生活が営める環境と支援体制の充実を図ります。

4 安心して暮らせる生涯健康づくり (案) 安心して暮らせる生涯健康づくりの推進

- ・市民一人ひとりの健康づくりへの意識の高揚と、生涯にわたって自ら健康の保持・増進に取り組める~~が図れる~~支援体制の充実を図ります。
- ・医療機関等との連携を推進し、だれもが安心して医療を受けられる体制の充実を図ります。

5 人権を尊ぶ明るい社会の形成

- ・すべての人が人間として尊重され、あらゆる差別のない明るい社会の形成実現を目指します。
- ・性別にかかわらず個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の形成実現を目指します。

- 1 NPO……「非営利組織（Non-Profit Organization）」の略。市民が自発的につくったボランティア団体や市民活動団体を含む民間非営利組織の総称。そのうち特定非営利活動促進法（NPO法）により認証されたものを特定非営利活動法人（NPO法人）という。

(案)

市民フォーラム 21 各作業部会における検討分野の整理と全体構成について

各作業部会での検討事項の一部について、他の部会に移して議論した方がいい、または関連する部会との重複があるなど、分野間に渡る調整が必要な問題については、以下のように扱う予定です。(最終的には審議会で決定)

第3回審議会(1月16日)

部会の分野と検討内容に関して部会から問題提起あり



第6回～第7回作業部会(1月～2月)

各部会内において、分野と検討内容の整合について必要に応じて議論

部会間の調整が必要な内容であっても、原則として当面は最初の受け持ち部会において検討を続ける。



第4回審議会(3月29日)及び第5回審議会(6月頃)

審議会において全体構成の議論



第6回審議会(8月頃)

全体構成の大枠を決定

部会越える内容について、これまでの検討内容を移動先部会に移す。移動先部会においてその分野の内容と合わせて微調整あり。
(部会間で重複する内容については、基本計画で再掲として扱う対応もあり)

参考 第3回審議会及び部会長会議での問題提起

<福祉部会> 人権...作業部会とは別に取り出すか、教育分野とも関連

<環境部会> 景観...環境の視点の他にまちづくりの視点など多角的な検討も必要

環境教育...教育分野での検討も必要

住環境...福祉分野または都市整備分野ではないか

<防災部会> 斎場、食品・薬事等の生活衛生...保健福祉分野または生活環境分野ではないか

安全で快適な生活環境(環境分野)...安全の観点から防災部会でも検討の余地

<都市整備部会> 国際交流...人権や教育にも通じる内容、関係する部会への細分化も